◎新潟県告示第598号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、見附市の杉沢土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和４年５月６日

新潟県長岡地域振興局長

１　退任

理事　見附市杉沢町1100番地　　北村　高男

退任年月日　令和４年３月31日